

職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例（昭和３９年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
（基準日及び支給方法） 第２条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年３月までの各月の初日を基準日と定め、寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。			（基準日及び支給方法） 第２条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年３月までの各月の初日を基準日と定め、寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。		
世帯等の区分			世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員	世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員		扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
<u>26,380円</u>	<u>14,580円</u>	<u>10,340円</u>	<u>29,400円</u>	<u>16,200円</u>	<u>11,500円</u>

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。